

令和 8 年 2 月

須賀川信用金庫

Bank Pay(ことら送金)ご利用のお客さま

Bank Pay 取引規定の改定について

平素より須賀川信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、今後予定されております Bank Pay(ことら送金)を利用したサービス拡大に対応するため、下記のとおり「Bank Pay 取引規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので予めご了承ください。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定の対象となる規定

Bank Pay 取引規定

2. 主な改定理由（改定内容の詳細は、【別添】新旧対照表のとおり）

(1) ことら送金にて、特定用途(寄附)に限り、個人から法人への送金を令和8年5月11日より取扱開始予定であるため。

(2) Bank Pay にて、貸金債権(消費者金融やクレジットカード会社のカードローン、クレジットカードのキャッシング等)のスポット返済の手段として、「収納委託方式」を令和8年7月頃より取扱開始予定であるため。

3. 改定日

令和8年3月31日(火)

以上

地域をつなぎ、地域と共に歩む



「Bank Pay 取引規定」の主な改定箇所（新旧対照表）

改定後	改定前
<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>～3. (Bank Pay 取引の方法等) 略</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(1) 前条第1項の方法による Bank Pay 取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約（以下、「Bank Pay 取引契約」といいます。）が成立するものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者が BP 加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務を登録預金口座からの預金の引落しによって支払うことを約したときは、売買取引債務の支払時期が到来する都度 BP 加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP 加盟店との間で Bank Pay 取引契約が成立するものとみなします。</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。<u>ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われなかった場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</u></p> <p>① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>② BP 加盟店銀行、BP 直接加盟店または BP 任意組合その他の機構所定の者（以下、本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。</p> <p>(4) 前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>～3. (Bank Pay 取引の方法等) 略</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(1) 前条第1項の方法による Bank Pay 取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約（以下、「Bank Pay 取引契約」といいます。）が成立するものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者が BP 加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務を登録預金口座からの預金の引落しによって支払うことを約したときは、売買取引債務の支払時期が到来する都度 BP 加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP 加盟店との間で Bank Pay 取引契約が成立するものとみなします。</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>② BP 加盟店銀行、BP 直接加盟店または BP 任意組合その他の機構所定の者（以下、本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。</p> <p>(4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶</p>

<p>する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>(5) 本条の規定は、第1条第2項または第1条の2第1項に基づき売買取引債務につき立替払が行われる場合（以下、「立替払方式の場合」という。）には適用されず、次条に定めるところによるものとします。</p> <p>4の2.（立替払の場合の特則） ～12.（Bank Pay取引の取扱停止等） 略</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13.（適用範囲） 本章の規定は、当金庫が提供する少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下、「BP ことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。<u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定めに優先して適用されるものとします。</u></p> <p>14.（登録の方法等） ～25.（規定の適用） 略</p> <p><u>26.（特定用途送金に関する留意事項）</u></p> <p><u>(1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当金庫が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。</u></p> <p><u>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金）を確認してください。</u></p> <p>第3章 その他</p> <p><u>27.（譲渡・質入れの禁止）</u> この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p><u>28.（規定の変更等）</u> (1)～(3) 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>(5) 本条の規定は、第1条第2項または第1条の2第1項に基づき売買取引債務につき立替払が行われる場合（以下、「立替払方式の場合」という。）には適用されず、次条に定めるところによるものとします。</p> <p>4の2.（立替払の場合の特則） ～12.（Bank Pay取引の取扱停止等） 略</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13.（適用範囲） 本章の規定は、当金庫が提供する<u>個人間</u>の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下、「BP ことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p> <p>14.（登録の方法等） ～25.（規定の適用） 略</p> <p>第3章 その他</p> <p><u>26.（譲渡・質入れの禁止）</u> この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p><u>27.（規定の変更等）</u> (1)～(3) 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	---

※下線部分が改正箇所